

議案第34号

所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長 及び 班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非

常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

- 3 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。